

定 款

株式会社 THE グローバル社

改定履歴

制定	平成	22 年	7 月	1 日
改訂	平成	23 年	2 月	1 日
改訂	平成	23 年	9 月	28 日
改訂	平成	30 年	9 月	27 日
改訂	令和	1 年	9 月	26 日
改訂	令和	3 年	1 月	18 日
改訂	令和	3 年	9 月	28 日
改訂	令和	4 年	9 月	27 日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 THE グローバル社と称し、英文では The Global Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
 - (1) 不動産の所有、売買、賃貸、管理、仲介、調査、斡旋、鑑定及びこれらの代理、仲介並びにコンサルティング
 - (2) 資産運用・管理、経営及び財務に関するコンサルティング
 - (3) 不動産の有効利用に関するコンサルティング
 - (4) 不動産の調査、診断及びコンサルティング
 - (5) 建物の内外装工事、設備工事の設計監理、施工、請負及びその仲介、コンサルティング
 - (6) 家具、インテリア用品、住宅設備機器、什器及び電化製品の製造、販売、販売企画及びその仲介、コンサルティング
 - (7) 会員制ホテル、会員制リゾートクラブ等の経営及びその利用の斡旋並びにコンサルティング
 - (8) サウナ及びスパ業の経営及びその利用の斡旋並びにコンサルティング
 - (9) 不動産の清掃業務及び警備業務の請負
 - (10) マンション管理業、ビルの総合管理及びその他不動産の管理業務の受託
 - (11) ホテル・旅館業、及び寮・寄宿舎・ゲストハウス・有料老人ホーム・ケアハウス・高齢者用住宅の運営、管理及び経営
 - (12) ゴルフ場、スキー場、食堂並びに観光・レジャー・娯楽施設、スポーツ施設、温泉浴場、温湯等を利用した保養又は休養を推進する施設、駐車場等の経営及び管理
 - (13) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供並びに広告、宣伝に関する企画、制作及び代理
 - (14) 建築士事務所の経営
 - (15) 建築一式工事・土木一式工事請負業
 - (16) 企業の合併、買収、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する指導、斡旋並びに仲介
 - (17) 有価証券の保有、売買及び運用

- (18) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する調査及び投資
- (19) 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人の設立企画人としての業務
- (20) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (21) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資
- (22) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
- (23) 飲食店及びフランチャイズチェーン店の経営
- (24) 飲食店用厨房機器及び設備並びにビール・酒類の製造設備の製造、販売及びリース
- (25) 飲食店舗の設計、建築、販売及びリース
- (26) 食品、酒類及び煙草の小売販売業並びに飲食店用原材料の仕入、販売及び斡旋
- (27) 古物の売買
- (28) 情報サービス業
- (29) 損害保険代理業
- (30) 生命保険の募集に関する業務
- (31) ペットホテル、ペットサロン、ペットケアサービス、ペットシッター、老犬介護施設、犬の訓練施設の経営
- (32) ペット用品の企画及び販売
- (33) 貸金業
- (34) 化粧品・美容用品・美容機器、健康器具、健康食品、医薬部外品、医薬品、医療器具、医療機器の開発、製造、販売及び輸入
- (35) 通信販売業
- (36) エステティックサロン及びフィットネスクラブの経営
- (37) スポーツ娯楽用品・運動競技用具の製造及び販売
- (38) 医療毛髪に関する研究及び開発
- (39) 毛根の移植
- (40) 医療のコンサルタント業務
- (41) 医療機関の事務管理業務の受託
- (42) 栄養補助食品の製造及び販売
- (43) 医療施設及び保健施設の経営
- (44) 前各号に付帯関連する一切の業務

2. 当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式の数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任方法)

第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定め、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 35 条 会計監査人の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(株主総会の招集に関する経過措置)

第 1 条 定款第 12 条第 2 項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後これを削除する。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 定款第15条の変更にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

2. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。